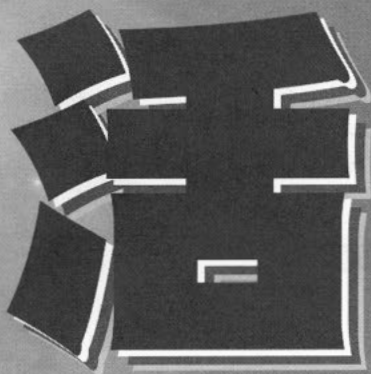




—— 創 刊 号 ——

発行日 平成16年9月20日
 発行人 後 藤 昇
 編集人 労災協会ニュース編集委員会
 発行所 茨城県労災保険指定医協会
 〒310-0852 水戸市笠原町489
 県メディカルセンター 3F
 TEL 029-243-5701
 FAX 029-243-6530



発刊にあたって

労災保険指定医協会会長 後 藤 昇

平素は労災診療に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。お陰様にて、何等トラブルもなく順調に経過しております。

小泉内閣の改革は絵空事の様で、我々庶民のみ負担がかかっており、医療界では、中央審議会の贈収賄汚職にまで発展して、厚生労働省も右往左往している事でしょう。

労災診療の民間移行の話も出ており、県医師会ではすでに日本医師会に対し県医師会長名を持って反対を申し入れております。自賠責の様なもめごとが多発する可能性があります。労災保険指定医協会として、積極的に反対を表明する必要があると考えます。

この度、会員と協会、基準局を繋ぎ活性化を図るべく、諸事ニュースを皆様にお届けするために、小松崎副会長を中心とした編集委員会を発足し、創刊号の発行となりました。

これからは皆様よりの疑問質問にもお答えできるように各方面の事を載せていきたいと思ひます。

皆様のご活躍、ご協力をご期待致しております。



指定医協会会報誌発刊にあたって

茨城労働局長 西野 博実



茨城県労災保険指定医協会会報誌「協会ニュース」の創刊を心よりお慶び申し上げます。

また、日ごろより後藤昇会長を始め会員の皆様方からは、労災医療の円滑な運営につきまして格別の御理解と御協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

さて、このところ、景気は低迷状態から脱しつつあると言われておりますが、なお厳しい経済情勢が続く中、茨城労働局では、労働者の労働条件や安全と健康の確保を始め、良好な雇用機会の創出・確保、離職者の早期再就職の促進、仕事と子育ての両立支援の推進など総合的な勤労者施策を進めているところです。

労災保険制度は、ご承知のように業務上又は通勤途上において被災した労働者の労働能力の回復、てん補を行い、これらの被災労働者の早期社会復帰を図るとともに、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としております。しかしながら近年、健康診断の結果を見ますと、何らかの所見を有するものが過半数を超える状況にあり、労災請求について見ても業務を原因とする脳・心臓疾患、精神疾患についてのものが増加しているところであり、労災医療の中核的役割を、正に

貴会員の皆様方をお願いする状況となっております。

労災補償行政の目的達成のため、当局といたしましても、皆様方の多大な御協力を得て、一層、迅速・適正な労災補償の推進を図ってまいりたい所存でございますので、今後とも貴会員の皆様方の御支援をお願い申し上げます。

最後に、茨城県労災保険指定医協会並びに会員の皆様方の益々の御発展を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

指導委員会より (1)

使用不適について

1. 労災と自病を混在してレセプトを提出しないように（受傷時自病が見つかった時は、精査は自己保険で請求すること）。
2. 心電図はホルターは認めない。
3. 慢性動脈閉塞症の薬剤例えば、ドルナー（PGI₂誘導体制剤）プレタール錠（抗血小板剤）プロスタンディンPGE₁製剤etc使用を認めない。

祝 辞

茨城県医師会長 原中 勝征



茨城県労災保険指定医協会が設立45周年を迎えられるにあたり、心からお慶びを申し上げますとともに敬意と御礼を申し上げます。

労働者の業務上または通勤途上における負傷、疾病、傷害そして死亡に対する救済や社会復帰の促進などを目的に昭和22年に制定された労働者災害補償保険法に基づきその診療は労災指定医療機関で行われることになりましたが、その実践には料金の設定をはじめ苦難の連続であったと聞き及んでおります。

我が県では昭和33年志村国作先生、瀧五郎先生および上甲健夫先生らが中心となって料金が自由診療であることから県医師会とは別組織がよいとの認識で茨城

県労災保険指定医協会が設立されたと伺っております。現在の後藤昇会長せんせいまで歴代の会長先生がたが全国的に統一を欠いた制度を統一化して労災診療を適切かつ公正に、しかも安心してできるようにしていただいたことなどその功績には心から敬意を表する次第です。現代社会は肉体の傷害に加え精神的な傷害が激増し協会の先生方もさらにご苦勞が多くなられたと認識しております。自由診療とはいえ時代の流れで様々な制約の上に従事されておられますが今後とも労働者が後顧の憂い無く安心して働ける環境作りに益々ご貢献頂きますことと、診療に携わる医師のご指導をお願いし、貴会のますますのご発展をお祈り申し上げます。お祝いの詞とさせていただきます。

◆茨城県労災保険指定医協会とは◆

通称「労災協会」と呼ばれているこの協会は、1958年（昭和33年）県内の労災保険指定医療機関をもって設立された団体で、現在520余の労災指定病院・診療所が加入しています。

労災保険は、労働基準法による災害補償制度を保険システムにより担保する制度として昭和22年制定されたもので、指定医療機関における診療費等を保険給付するものですが、業務上の事由又は通勤による労働者の被災に対して必要な保険給付を行うと共に被災労働者の社会復帰の促進、労働災害の防止等を目的とする保険制度です。従い

まして、診療費の計算についても一般の健康保険とは別に労災保険診療費算定基準が制度化されています。

このようなことから、協会は指定医療機関の不利、不合理にならないよう国や関係機関と話し合ったり、日本医師会、県医師会との連携、働きかけをしたり、又一方では、レセプトの誤記、誤請求がないよう審査、指導に関わっている団体です。

労災診療費等についてご不審、ご疑問等がありましたら、ご遠慮無く協会事務局(TEL029-243-5701 FAX029-243-6530)へご相談下さい。

私と茨城県労災指定医協会

厚生労働省中央労災補償監査官

笹 嶋 貢



茨城労働基準局労災補償課長として、平成8年4月から2年間勤務し、茨城県労災指定医協会の会員の皆様には労災行政に協力をいただきありがとうございました。

当時、茨城と東京にのみ地域特掲が残り、会計検査院からは地域特掲の早期解消を迫られ、また、R I C茨城事務所は設置されているものの、労災指定病院とR I Cが未契約のため診療費の立替払は実施されていない問題がありました。

地域特掲には成立からの歴史があり、この難問を解決するには、誠意を持って説明するしかない、と、機会ある毎に指定医協会の幹部の方を訪ねましたが、水戸には後藤現会長、石島副会長、志村弘道先生が居りましたが、当時の志村会長や山本副会長は日立、八田副会長は鹿島、塚田理事は土浦と方々にいらしたので大変でした。志村会長のところにも、何回も理由をみつけては訪ねていき、収集していた絵画をみたり、病院内の近くの居酒屋ではお酒をご馳走になったことが、つい先日のことのような気が

がします。

指定医協会からの理解が得られ、平成9年1月に地域特掲に係る合意書を結ぶことが出来ましたが、実際に判を押すまでは、志村会長が心変わりするのではと本当に心配しました。しかし、志村先生も亡くなられ、過去のこととなってしまいました。

指定医協会の会合には必ず呼んでいただき、その懇親の席での意見交換は貴重で、行政のPRには大変役に立ちました。

労災の業務上外の決定や診療費の適正払では、指定医協会や医師会と緊密な関係が出来、労災保険診療費指導委員会の委員の方からも最大限の協力をいただき、非常に楽しく職務が出来ましたことを感謝申し上げる次第です。

行政を取り巻く環境は大きく変化しております。創刊された機関誌が労災診療費の貴重な情報源となり、貴協会と労働局とが良きパートナーとして、更なる発展を祈念して筆を置きます。

厚生労働省茨城労働局人事異動（平成16年7月30日付け）

新 管 職	氏 名	旧 管 職
茨城労働局局长	宇佐美 裕民	厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課主任中央労災補償監察官（併）労働保険徴収課
茨城労働局総務部長	牧野 利香	厚生労働省政策統括管付労働政策担当参事官室長補佐
辞職（大臣官房付）	西野 博実	茨城労働局局长
辞職 （独立行政法人労働者健康福祉機構へ出向）	野澤 英児	茨城労働局総務部長

労災保険について

小松整形外科医院 小松 満



労働者災害補償保険法（労災保険法）は「業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、傷害または死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、労働福祉事業として、被災労働者の社会復帰の促進、もって、労働者の福祉の増進に寄与すること」を目的とする補償保険制度である。

昭和22年に労災保険法が制定されて以来、労災診療費は各地の慣例料金によっていた。国民皆保険制度が達成された昭和36年に、当時の労働省労働基準局大野労災補償部長と武見日本医師会長の間で暫定措置として健保点数に準拠すると申し合わせがなされた。

昭和47年に労働省労働基準局長通達によって「労災診療費算定基準」が示され、昭和51年の全面改正を得て体系化された。しかし、その後も労災保険独自の診療報酬の検討はなされておらず、あくまでも暫定的な処置であるはずの健保点数準拠によっている。

この40数年にわたって放置されてきた「暫定措置」が平成14年の診療報酬改訂の際に取り入れられた「逓減制」によって医療機関に大きな痛手をもたらしたことはご存知の通りである。「逓減制」は医療費の増加を抑制し健保財政の赤字を減少させるために考え出された制度であり、黒字である労災保険において患者の早期の社会復帰を目指す治療を制限させるような制度は労働者の保護を第1とする労災保険には全く不適切なものである。平成14年の改訂の際に日本医師会の担当常任理事の交代などのどさくさに紛れて労災保険に「逓減制」が取り入れられたことは憤慨に堪えない。

小泉政権の政策である構造改革の一環として設置された総合規制改革会議は医療改革の柱として医療への株式会社の参入と混合診療の解禁を提唱していたが、同時に

「労災保険の民営化」も取り上げていたのである。相も変わらず日本医師会は労災・自賠責には関心が薄く茨城県医師会の「労災保険民営化反対の要望書」の提出によってやっと動いたというのが実情である。後継組織である規制改革・民間開放推進会議も「労災保険の民営化」を掲げているので

なんとしても阻止しなければならない。

労災保険が民営化されれば労働者の権利は著しく侵害され、公正な保護が受けられなくなる恐れが多分にある。民間保険になれば経営状態の悪い事業所は保険に入らず、労災事故が起きても届けないであろう。健康保険使用を強いられ休業補償や後遺障害補償も受けられない人が出てくるものと思われる。現在でも年間およそ6万件にのぼる労災事故が健康保険で治療されている（いわゆる；労災隠し）と言われている。ますます労災隠しが増えるであろう。

民間企業は利潤をあげることが目的である。なるだけ支払いを少なくし利益を上げようと努力するだろう。過労死やメンタルヘルスに関して認定が厳しくなることは火を見るより明らかである。

医療機関にとっても現在の交通事故診療における煩わしさ以上に保険会社との交渉など診療以外の問題に時間が割かれ負担が増える事は明らかである。

私は平成元年に開業したが、案内が来たので一度だけ訳もわからずに、労災保険指定医協会の総会に出席したことがあった。当時、地域特掲茨城方式を存続させるための最後の抵抗を続けていたように思われる。地域特掲が廃止された現在、労災保険指定医協会の活動が沈滞しているように思われるがいかがであろうか。

労災保険指定医協会が設置されている都道府県は27都道府県であり、13都道府県は設置されていないのが現状のようである。もちろん全国的な連絡協議会もない。このような状態では労災保険に関する問題はすべて日本医師会にお任せになってしまう。前にも述べたように日本医師会の労災・自賠責問題に対する認識は薄弱なのである。日本医師会に影響を与える事のできる全国的な組織作りが早急に求められる。

逓減性の撤廃が喫緊の問題であり、労災保険独自の診療報酬体系の構築や労災保険民営化阻止、労災隠しの是正など問題は山積である。

労災保険指定医協会を活性化しなければならない。

もはや労災保険指定医協会会員の無関心が許される時代ではない。

●新規労災指定医療機関

指定番号	形態	病院(診療所)名	所在地/電話番号	診療科目	病床数	代表者名	指定月日
0870919	個	さとう内科・脳神経外科 クリニック	〒302-0127 守谷市野木崎521-1 0297-21-1710	内科、脳神経外科、神経内科 外科、整形外科、放射線科 リハビリテーション科	無	佐藤明子	H16.6.1
0881261	個	角崎クリニック	〒300-1415 稲敷郡新利根町中山4377 0297-87-6030	内科、呼吸器科、消化器科 胃腸科、循環器科、小児科 リハビリテーション科、 耳鼻咽喉科	無	広沢 彰	H16.6.1
0812145	個	藤咲整形外科医院	〒312-0003 ひたちなか市足崎1474-257 029-275-0777	内科、整形外科、リウマチ科	無	藤咲 裕	H16.7.1
0890995	個	松倉中央クリニック	〒311-2215 鹿嶋市和786-16 0299-90-9222	内科、外科、胃腸科、小児科	無	松倉則夫	H16.8.1

●労災保険指定病院名簿の訂正

頁	病院(診療所)名	訂正箇所	誤	正
9	北水会病院	病床数 代表者名	63 大久保 重	87 大久保 重義
14	金子医院	形態 病院名	個 金子医院	医 医療法人維誠会 金子医院
15	茨城保険生活協同組合 城南病院付属クリニック	指定番号 備考	0812037	0812137 R
24	筑波メディカルセンター病院	郵便番号 診療科目	305-0005	305-8558 追加：呼外、泌、婦
24	医療法人幕内会 山王台病院	診療科目 病床数	40	追加：整外、循、呼吸、肛、神内、リハ 52
30	医療法人 中川医院	所在地	つくば市篠塚2272-1	つくば市篠崎2272-1
34	医療法人 河村医院	診療科目 病床数 代表者名	内、外、整外 19 河村 博	内、外、消、整外、肛、婦、放 0 河村 一敏
42	はやし整形外科クリニック	郵便番号 所在地 電話番号	306-0014 小柳メディカルビル4F 0280-30-8085	306-0013 小柳メディカルビル3F 0280-30-8084
50	医療法人社団 河合医院	郵便番号	300-1236	300-1237
50	医療法人 竜仁会 牛尾病院	病院名	牛尾外科病院	牛尾病院
54	医療法人社団土合会 渡辺病院	診療科目	内、小、外、泌、放、消	内、外、整外、胃、リ、皮、放

編集後記



過去に於いて我が歴史ある協会について書かれたページはほとんど無かったに等しいので、このまま協会の事情が埋もれてしまうのはまずいということと、協会の活動が、会員に通じていないのではないかとという理由で、ニュース(仮題)を発行する事になった。協会とは一部の役員だけの密室会議に陥る確立が多いので、それを払拭するためにも逐一報告する事にした。

会員の意見も大いに取り入れることにしたい。それが会員の意思の疎通に繋がり発展するのではないかと考えている。労災も医療の一部であり、その医療行為はまったく同

協会ニュース編集委員長 小松崎 睦

じである。診療報酬の取扱いが省によって違うだけである。その上自賠責という物が絡んでくるので(自由診療ではあるが)しっかりと理解していないと不都合な事が起こりやすい。

一人で悩むよりも会を利用して解決する事が大切である。労災、自賠責を理解していただくためにも、ニュースを発行し啓蒙する必要があるという意見が盛り上がり、今回新たに発案された。

時折厚生労働省からは朝令暮改の通達がくるので逐一皆様に報告する必要があるのだが、なにしろ年1~2回の発行なので必要あれば特集という形で解決していきたい。今後、より良い形で継続していければいいかなと思っている。